

1. 青果の購入方法について	
(1) 現状分析	.....1
(2) 改善案	.....2
2. 食肉の購入方法について	
(1) 現状分析	.....3
(2) 改善案	.....4
3. 一般物資の購入方法について	
(1) 現状分析	.....5
(2) 改善案	.....5
4. 選定会の組織について	
(1) 現状分析	.....5
(2) 改善案	.....5
(検討経過)	.....6~10
(小学校給食物資選定検討委員会 委員名簿)	.....11
(添付資料)	
小学校給食物資購入に関する検討会の設置について（設置要項）	…12

## 1. 青果類の購入方法について

項目	説明
現状分析	<p>価 格</p> <p>小学校の購入単価が割高であるとの指摘がある。</p> <p>① 価格比率分析</p> <p>146%(小学校／中学校価格) 平成16年度購入価格を中学校価格と単純比較すると主要4品目（じゃがいも・にんじん・たまねぎ・キャベツ）平均146%となる。</p> <p>134%(小売業者／仲卸業者) 平成16年度農林水産省大臣官房統計資料(福岡市農林水産局市場課提供)によると青果小売業者の流通経費割合は34%となっている。 小学校納入業者は小売業者、中学校納入業者は仲卸業者である。</p> <p>② 平成16年度近隣他都市(北九州市・久留米市・大牟田市)との比較 で福岡市は最安値である。(主要4品の平均単価 169円) 他都市の主要4品の平均単価は、 北九州市 212円 久留米市 180円、 大牟田市 199円である。</p> <p>③ 平成16年度における中学校との購入差額は、平成10年度を100%とした場合、53%に縮小されている。</p>
	<p>規 格</p> <p>購入の前提となる規格の違いは、価格差が発生する大きな要因となっている。</p> <p>① 青果規格は、等級(秀(A)・優(B)・良(C))と分類される。</p> <p>② 規格差 等級 全品</p> <p>小学校 秀 中学校 優以上 階級(サイズ)じゃがいものみ 小学校 L以上 中学校 M以上</p>
業者選定	<p>【小学校】 昭和35年、福岡市教育委員会指導のもと設立された、福岡市納入事業協同組合と、発足以来45年間にわたり、特命随契により購入している。</p> <p>【中学校】 昭和48年の給食開始当初から、指名競争入札により購入している。</p>

項目		説明
改善案	規格の統一	<p>【改善策】 価格差の要因である規格を中学校規格と揃えることで、価格差の縮小をはかる。</p> <p>【効果】 規格を揃えた場合を試算すると価格比率が123%となり、青果小売業者の流通経費割合134%を下回る。</p> <p>【実施にあたっての問題点】 規格を変更するにあたっては、大規模調理施設である中学校と比べ、手作業の占める割合が大きい小学校とでは、じゃがいもの皮むきに代表されるように手間を考慮する必要がある。</p> <p>【対応等】 納品規格・別途指示は市教委により作成されており、変更が必要である。</p>
	入札制	<p>【改善策】 入札制とする</p> <p>【効果】 一般的に入札とすると、競争原理により低廉な価格での購入が可能となる。</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 45年来の取引業者である現組合との契約を一方的に破棄できるのか。また、他6組合(食肉・豆腐・こんにゃく・味噌・醤油・水産練製品)の取り扱いを、同様にする必要があるのではないか。</li> <li>② 既に入札を実施している北九州市の購入単価が、福岡市に比べて高額である。</li> <li>③ 前日納品の中学校と違い小学校は冷蔵設備等の関係で、当日の朝に納品する必要があるため、144校(十離島中学校3校の147校)に仕分けして納品することが可能かどうか。</li> <li>④ 入札の場合、規格内であってもぎりぎりの品質のものが納品される可能性が高く、品質不良や数量不足等のクレーム発生時、納品当日に複数の学校に対して対応可能かどうか。</li> <li>⑤ 継続的に応札業者があるかどうか。応札業者なしの場合は給食に支障をきたし、1社しかない場合は独占、寡占状態となる危険性がある。</li> </ul> <p>【対応等】 以上のように入札制の導入にはいくつかの問題があり、その点を検討した結果で入札制に移行することの是非を検討する。</p>

## 2. 食肉の購入方法について

項目	説明														
価 格	<p>① 価格比率分析 135%（小学校／中学校価格） 平成16年度購入価格を中学校と比較可能品目（部位やカット方法が異なる品目は比較除外）で単純比較すると平均135%となる。</p> <p>② 小学校の購入単価についての指摘は無い。</p> <p>③ 近隣他都市（北九州市・久留米市・大牟田市）とでは輸入肉や部位の違いなどで単純比較ができない。</p> <p>④ 食肉の契約価格算定は、市況に基づく計算式によって成されているが、現状に即しているのかの検証が常に必要である。（福岡市市場課によると、現段階ではおおむね問題ないと指摘であった）</p>														
現状分析	<p>現在の食肉規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>牛 肉</th><th>豚 肉</th><th>鶏 肉</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 納 品 規 格</td><td>日本食肉格付協会の 牛部分肉規格B-3 和牛・国産牛</td><td>日本食肉格付協会の 部分肉 上</td><td>格付けなし</td></tr> <tr> <td>別 途 指 示</td><td>牛枝肉格付B-3 国産牛肉（去勢） 冷凍もの可 (1年以内)</td><td>豚枝肉格付 上 冷凍もの可 (1年以内)</td><td>国内産10週前後の プロイラー 四つ身Ⅲ型 (正肉類)</td></tr> </tbody> </table> <p>① 牛肉について、価格算定の対象となる国産乳牛（去勢）の処理頭数は、年々著しく減少しており、規格の見直しをする必要がある。      ② 牛肉規格格付(B-3)については、個体識別番号によるインターネット調査での確認はできない。</p>			区分	牛 肉	豚 肉	鶏 肉	市 納 品 規 格	日本食肉格付協会の 牛部分肉規格B-3 和牛・国産牛	日本食肉格付協会の 部分肉 上	格付けなし	別 途 指 示	牛枝肉格付B-3 国産牛肉（去勢） 冷凍もの可 (1年以内)	豚枝肉格付 上 冷凍もの可 (1年以内)	国内産10週前後の プロイラー 四つ身Ⅲ型 (正肉類)
区分	牛 肉	豚 肉	鶏 肉												
市 納 品 規 格	日本食肉格付協会の 牛部分肉規格B-3 和牛・国産牛	日本食肉格付協会の 部分肉 上	格付けなし												
別 途 指 示	牛枝肉格付B-3 国産牛肉（去勢） 冷凍もの可 (1年以内)	豚枝肉格付 上 冷凍もの可 (1年以内)	国内産10週前後の プロイラー 四つ身Ⅲ型 (正肉類)												
業者選定	<p>【小学校】 昭和35年、福岡市教育委員会指導のもと設立された、福岡市学校給食肉納入協同組合と、発足以来45年間にわたり、特命随契により購入している。</p> <p>【中学校】 昭和48年の給食開始当初から、指名競争入札により購入している。</p>														

項目		説明														
改善案		<p>【改善策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現在の一般市場で通用している規格に合わせる。</li> <li>② 特に牛肉においては去勢を外し、月齢を入れる。</li> </ul> <p>食肉規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">牛 肉</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">豚 肉</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">鶏 肉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">市 納 品 規 格</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">日本食肉格付協会の 格付 国産牛 規格B-3以上 月齢13~30月</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">日本食肉格付協会の 格付 国産豚 格付 枝肉 上以上 または部分肉 I</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">国産プロイラー 若鶏 正肉</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">別 途 指 示</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">冷凍流通品は加工後 1年以内のもの</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">冷凍流通品は加工後 1年以内のもの</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">冷凍流通品は加工後 1年以内のもの</td></tr> </tbody> </table>			区分	牛 肉	豚 肉	鶏 肉	市 納 品 規 格	日本食肉格付協会の 格付 国産牛 規格B-3以上 月齢13~30月	日本食肉格付協会の 格付 国産豚 格付 枝肉 上以上 または部分肉 I	国産プロイラー 若鶏 正肉	別 途 指 示	冷凍流通品は加工後 1年以内のもの	冷凍流通品は加工後 1年以内のもの	冷凍流通品は加工後 1年以内のもの
区分	牛 肉	豚 肉	鶏 肉													
市 納 品 規 格	日本食肉格付協会の 格付 国産牛 規格B-3以上 月齢13~30月	日本食肉格付協会の 格付 国産豚 格付 枝肉 上以上 または部分肉 I	国産プロイラー 若鶏 正肉													
別 途 指 示	冷凍流通品は加工後 1年以内のもの	冷凍流通品は加工後 1年以内のもの	冷凍流通品は加工後 1年以内のもの													
		<p>【効 果】</p> <p>食肉の安定調達を促進する。</p>														

### 3. 一般物資の購入方法について

項目	説明
現状分析	<p>価格表示について 選定会委員に適切な物資を選定してもらうなかで、本年6月からは選定会の際に価格を表示している。このことは、適正物資を選定するのを阻害しないか等の意見がある。</p>
改善案	<p>適正な物資を適正な価格で購入するという前提であるため、物資選定にあたっては、価格表示は情報のひとつとして必要である。</p>

### 4. 選定会の組織について

項目	説明
現状分析	<p>① 選定会委員は校長先生や市教委を中心とした委員で構成されている。 ② 食肉青果選定会については、市場価格に精通した人材が必要ではないかとの意見がある。</p>
改善案	<p>価格協議の際に選定委員に第三者的専門家（市場関係者等）を入れる。</p>

小学校給食物資選定検討委員会 開催経過日程

	開催日	審議項目	備 考
1	6月17日	検討委員会の役割、検討事項等について	目的、検討事項構成員スケジュール等
2	7月4日	青果、食肉の規格について	規格についての説明会（市場課から）
3	7月14日	青果の規格について	規格、市場の流通状況 市場関係者より説明
4	7月20日	青果の価格について	価格の分析
5	7月29日	青果の購入方法（規格、価格、方法等）	青果のまとめ
6	8月11日	食肉の規格、価格について	現行計算方法の分析
7	8月22日	食肉の購入方法について	
8	8月30日	食肉の購入方法（規格、価格、方法等）	食肉のまとめ
9	9月7日	一般物資選定会の選定方法 現行の問題点等	
10	9月28日	検討のまとめ	

## 小学校用給食物資購入に関する検討会の設置について

### 1. 目的

この検討会は、小学校用給食物資の購入に関し、物資を取りまく生産、流通、食の嗜好等諸情勢の変化に伴い、諸課題が生じてきており、より安全かつ良質な給食用物資を適正な価格で購入するため、市教育委員会と共同して現行の購入方法等について検討を行い、より良い購入方法を確立することを目的とする。

### 2. 検討事項

- (1) 青果・食肉類納品規格の明確化と見直し(規格の統一化等)
- (2) 青果・食肉類の選定方法の再評価(契約方法、購入単価の決定方法等)
- (3) 納入業者の評価
- (4) 一般物資選定会の選定方法の再評価(審査方法等)
- (5) 選定会組織の再評価(組織の見直し等)
- (6) その他必要な事項

### 3. 検討会の名称及び構成員

この検討会の名称は、「小学校給食物資選定検討委員会」とする。

次の9名の委員で構成し、物資課長を委員長とする。

学校給食公社	物資課長
//	物資第一係長
//	物資第二係長
//	管理課検査係長
//	業務係長 1名
学校給食課	主査(学校給食関係機関連絡調整専任)
//	主査(学校給食衛生管理等担当)
//	栄養係長

学校給食センター

副所長

その他必要に応じ関係者等の出席を求めるものとする

### 4. 今後の日程

5月中旬に検討会を設置し、本年9月を目途に一定の結論を得る。

### 5. 事務局

物資課物資第一係に置く。

#### (4) 納入組合からの物資調達の現状等

##### 【過去の経緯等】

###### ア 小学校物資納入組合制度

昭和25年の小学校給食開始から、福岡県学校給食会から調達している米飯・パン・牛乳等の基本物資以外の主菜・副菜用の物資については、個別の小学校に別々の業者が納入していたが、納入される物資の規格・品質・価格が異なり、給食の効率的運営等に支障があった。そのため、1業者での納入が困難な物資(8品目)について、大量物資の同等品質での安定的調達を確保するため、昭和35年以降順次、小売業者を中心とする納入組合を結成させて調達しており、購入価格については、価格協議により決定している。(価格協議:納入可能業者が1組合であるため相互納得できる価格を話し合い調整しているもの)

###### イ 中学校物資入札制度

中学校給食については、昭和48年の開始以来、主菜・副菜用の物資は一部の品目を除いて仲卸業者の台帳登録方式での指名競争入札制を採用し、価格競争方式によって、納入業者と購入価格の両方を決定している。

###### ウ 小学校と中学校の調達価格の比較

調達方式が異なる小学校と中学校の物資購入価格を比較すると、特に、野菜・果物の青果類と食肉類において、小学校物資価格が中学校物資価格を大幅に上回っており、従来から是正策の必要性等が市議会において指摘されてきていた。

教育委員会においては、この指摘を受けて、平成17年度に、福岡市学校給食公社に対して、物資価格の実態解明と改善策の検討を指示し、教委事務局の職員を交えた内部検討委員会の設置と、4カ月・延10回にわたる会議・精通者ヒアリングを行わせ、検討結果の報告を受けていた。  
(結論:タマネギ等主要4野菜の16年度小学校価格は中学校の1.46倍であるが、購入仕様の違い等を考慮すると、青果自体の購入価格は基本的に問題無いと考えられること、及び入札制導入に関しては目論見とは逆の結果となる危険も想定され、慎重に検討すべき問題点があること等)

##### 【現状の課題等】

###### ア 価格協議によって価格の高止まりを招いているのではないかとの疑念の払拭

(ア) 平成16年度小学校食肉類の対中学校価格水準(1.35倍)については、卸売と小売の一般的な乖離幅(1.34倍)並であり問題なし。

(イ) 小学校主要4野菜の対中学校価格水準(1.46倍)については、購入仕様を揃えた場合の試算値(1.23倍)をベースに考える必要があり、差引上回り部分(23%)が納品先数の違いによる仕分・配送経費で、これが小売業者における一般的な経費割合(34%中の25%)並であることから、これらの要素を除いた主要4野菜自体の価格は概ね妥当な価格に引き下げられている状況にある。

(ウ) (ア), (イ)の平成16年度価格から、当時において既に価格差は解消していたと思われるが、現在どのようにになっているのか正確に把握・検証し、関係者相互が認識を共有する必要がある。

(青果類の20年度時点は、1.46倍が、1.25倍程度へ更に引き下げられている模様)

#### イ 青果類納入組合が新規組合員を認めていないという参入障壁の存在

- (ア) 青果類納入組合は、昭和35年6月の設立当時、約80の小学校に約170の業者が納入していたものを、88業者に整理させて、スターとさせている。
- (イ) その後、2回の整理縮小指導(①昭和44年7月：業者数半減化→44業者へ、②昭和49年9月：1業者3校制導入→31業者へ)を経て、更に、業者の死亡や撤退により、平成21年3月現在では、15業者まで減少している。

#### ◆ 今後の方針性

##### 【基本的な考え方】

食材料相当額は、給食費として保護者負担としているところであるとともに、食材の調達方法は、給食費の額に大きく影響を及ぼすものであるため、基本的には保護者が組織するPTAによって十分な検討がなされるべきものとも考えられる。しかしながら、給食運営自体を学校長が行ってきた経緯から、調達方式については、教育委員会が主体的に構築してきたところであるものの、今後の検討については、関係者の意見を十分に踏まえていく必要がある。

なお、検討にあたっては、手順の納得性や内容の実現性確保が重要であるとともに、納入組合制を活かした参入障壁是正策の検討も排除すべきではないものと思料される。

##### 【個別検討方針】

###### ア 購入価格の現状精査の視点

- (ア) 平成20年度価格の実態把握
- (イ) 購入仕様の違いによる乖離の試算
- (ウ) 納品先数の違いによる仕分け・配送経費の適否
- (エ) その他のリスク等の価格への反映状況

###### イ 価格是正等改善策の検討の視点

- (ア) 分割発注方式の採用
- (イ) 入札制度の導入
- (ウ) 納入組合の今後の役割(地産地消推進計画等)
- (エ) 配送経費等の負担者整理
- (オ) 地域の八百屋の活性化及び食育推進

※ 1業者3校制度の現状における適否

##### 【今後の進め方】

###### ア 検討の進め方

###### イ 価格の現状対外説明

###### ウ 改善策検討

###### エ 改善策決定